

平成 29 年度地方債同意等基準等の告示について

■ 地方財政法に基づき、以下を告示（又は通知）

1 平成 29 年度地方債同意等基準及び運用要綱

- ・「地方債同意等基準」・・・総務大臣及び都道府県知事が同意又は許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準
(法第 5 条の 3 ⑩、令第 20 条②)
- ※ 都道府県・指定都市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事の同意又は許可が必要
- ・「地方債同意等基準運用要綱」・・・同意等基準に基づき、対象事業の詳細等を規定
- ※ 副大臣通知

【主な変更点】

○ 公共施設等適正管理推進事業債の取扱い【基準・要綱】

- ⇒ 現行の公共施設等の集約化・複合化に係る公共施設最適化事業並びに転用及び除却に係る事業について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を加え、新たに設ける「公共施設等適正管理推進事業債」に係る取扱いを規定

○ 緊急防災・減災事業債の対象事業の追加【要綱】

- ⇒ ・ 指定避難所における W i - F i 等の整備
- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入及び情報伝達手段の多重化
- ・ 消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備・改修を対象事業に追加

○ 地域活性化事業債の対象事業の追加【要綱】

- ⇒ ラグビーワールドカップ 2019 の開催都市、公認チームキャンプ候補地における既存のスポーツ施設の改修について、対象事業に追加

○ 過疎対策事業債の対象事業の追加【要綱】

- ⇒ 過疎地域自立促進特別措置法の改正により追加される専修学校及び各種学校を対象事業に追加

2 平成 29 年度地方債計画

「地方債計画」…総務大臣等が同意又は許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類（法第 5 条の 3 ⑩、令第 20 条①、③）

※ 平成 29 年度地方財政対策と併せて、平成 28 年 12 月 22 日に案を報道発表

【主な特色】

- 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、11 兆 6,445 億円（前年度比 3,983 億円、3.5%増）
- 地方財政計画に計上した「公共施設等適正管理推進事業費」に対応する地方債を「公共施設等適正管理推進事業債」として、事業費 3,500 億円に充当率 90%を乗じた 3,150 億円を計上
- 地方財政全体として公共施設の適正管理を推進していくことにあわせ、過疎対策事業債についても増額（前年度比 300 億円増となる 4,500 億円を計上）
- 緊急防災・減災事業債について、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成 32 年度まで継続することとし、平成 29 年度は前年度と同額の 5,000 億円を計上

3 平成 29 年度地方債充当率

「地方債充当率」…事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率（令第 20 条④）

【主な変更点】

- 公共施設等適正管理推進事業債の充当率を 90%と規定
- 著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業債の過年の充当率を現年と同率とすると規定
 - [過年] 公共土木施設等：90%、農地・農林漁業施設：80%
 - [現年] 公共土木施設等：100%、農地・農林漁業施設：90%

平成29年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,443	16,601	△ 158	△ 1.0
2 公営住宅建設事業	1,130	1,141	△ 11	△ 1.0
3 災害復旧事業	873	711	162	22.8
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,395	△ 4	△ 0.1
(1) 学校教育施設等	1,245	1,248	△ 3	△ 0.2
(2) 社会福祉施設	383	381	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	656	657	△ 1	△ 0.2
(4) 一般補助施設等	567	569	△ 2	△ 0.4
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	21,927	21,474	453	2.1
(1) 一般	2,795	4,362	△ 1,567	△ 35.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	3,150	1,130	2,020	178.8
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,665	310	6.6
(1) 辺地対策	475	465	10	2.2
(2) 過疎対策	4,500	4,200	300	7.1
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	49,884	49,132	752	1.5
二 公営企業債				
1 水道事業	5,043	4,473	570	12.7
2 工業用水道事業	247	222	25	11.3
3 交通事業	1,611	1,654	△ 43	△ 2.6
4 電気事業・ガス事業	202	178	24	13.5
5 港湾整備事業	509	461	48	10.4
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	4,434	180	4.1
7 市場事業・と畜場事業	235	458	△ 223	△ 48.7
8 地域開発事業	622	699	△ 77	△ 11.0
9 下水道事業	11,904	11,597	307	2.6
10 観光その他事業	134	94	40	42.6
計	25,121	24,270	851	3.5
合 計	75,005	73,402	1,603	2.2

(単位：億円、%)

項 目		平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		40,452	37,880	2,572	6.8
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(266)	(302)	(△ 36)	(△ 11.9)
総 計		(266)	(302)	(△ 36)	(△ 11.9)
		116,257	112,082	4,175	3.7
内 訳	普 通 会 計 分	91,907	88,607	3,300	3.7
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,350	23,475	875	3.7
資 金 区 分					
公 的 資 金		46,609	46,115	494	1.1
財 政 融 資 資 金		28,545	28,076	469	1.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,064	18,039	25	0.1
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(266)	(302)	(△ 36)	(△ 11.9)
民 間 等 資 金		69,648	65,967	3,681	5.6
市 場 公 募		38,200	36,900	1,300	3.5
銀 行 等 引 受		31,448	29,067	2,381	8.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成29年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100	
一般会計債							
	公営住宅建設事業	158	323	△	165	△	51.1
	災害復旧事業	18	18		0		0.0
	一般単独事業	3	8	△	5	△	62.5
公営企業債							
	水道事業	0	1	△	1	△	100.0
	市場事業・と畜場事業	1	4	△	3	△	75.0
	下水道事業	8	22	△	14	△	63.6
被災施設借換債		0	4	△	4	△	100.0
国の予算等貸付金債		(5)	(15)	(△)	(10)	(△)	(66.7)
総 計		(5)	(15)	(△)	(10)	(△)	(66.7)
		188	380	△	192	△	50.5
内 訳	普 通 会 計 分	161	331	△	170	△	51.4
	公 営 企 業 会 計 等 分	27	49	△	22	△	44.9
資 金 区 分	公 的 資 金						
	財 政 融 資 資 金	135	259	△	124	△	47.9
	地方公共団体金融機構資金	53	121	△	68	△	56.2
	(国の予算等貸付金)	(5)	(15)	(△)	(10)	(△)	(66.7)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成29年度地方債充当率

1 基本となる事業別地方債充当率 (通常収支分)

項 目	平成29年度 充 当 率	平成28年度 充 当 率
一 一 般 会 計 債		
1 公 共 事 業 等	90%	90%
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	100%	100%
3 災 害 復 旧 事 業		
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業		
(1) 学 校 教 育 施 設 等	90%	90%
(2) 社 会 福 祉 施 設	80%	80%
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	90%	90%
(4) 一 般 補 助 施 設 等	75%	75%
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	100%	100%
5 一 般 単 独 事 業		
(1) 一 般	75%	75%
(2) 地 域 活 性 化 策	90%	90%
(3) 防 災 対 策	90%	90%
(4) 地 方 道 路 等	90%	90%
(5) 旧 合 併 特 例	95%	95%
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	100%	100%
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	90%	90%
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	100%	100%
(1) 辺 地 対 策		
(2) 過 疎 対 策		
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業		
8 行 政 改 革 推 進		
9 調 整		
二 公 営 企 業 債		
三 臨 時 財 政 対 策 債		
四 退 職 手 当 債		
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

項 目	平成29年度 充 当 率	平成28年度 充 当 率
一 一 般 会 計 債	100%	100%
1 公 営 住 宅 建 設 事 業		
2 災 害 復 旧 事 業		
3 一 般 単 独 事 業		
二 公 営 企 業 債		
三 被 災 施 設 借 換 債		
四 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		

2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率
(通常収支分)

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			
公共事業等			90%
公営住宅建設事業			100%
災害復旧事業		補助・直轄災害復旧事業	[現年] 公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 90%
			[過年] 公共土木施設等 90% 農地・農林漁業施設 80%
		歳入欠かん等債	歳入欠かん債 100% 災害対策債 100%
		小災害復旧事業	農地 公共土木施設等 100% 一般被災地 50% 被害激甚地 74% 農林施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80%
		地方公営企業災害復旧事業	100%
		火災復旧事業	
		一般単独災害復旧事業	公共土木施設等 100% 農林漁業施設 65%
教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	建物(国庫負担事業分)	90%
		建物(単独事業分)	75%
		学校施設環境改善交付金事業その他の国庫補助金を受けて実施する事業	75%
		義務教育施設・高等学校用地	90%
		上記以外の施設用地	75%
	社会福祉施設整備事業		80% 〔貸付目的の社会福祉施設に係る用地の取得 90%〕
	一般廃棄物処理事業	施設(補助事業分)	90%
		施設(単独事業分)	75% (重点化等事業 90%)
		清掃運搬施設等 用地関係	75% 100%
	一般補助施設整備等事業	別掲	
施設整備事業(一般財源化分)		100%	
一般単独事業	一般事業	別掲	
	地域活性化事業		90%
	防災対策事業	防災基盤整備事業	75% 〔津波浸水想定区域移転事業 90%〕
		公共施設等耐震化事業	90%
	自然災害防止事業	100%	

	地方道路等整備事業		90%
	旧合併特例事業	旧市町村合併特例事業	95% 100% 〔地方公営企業への出資・補助等〕
		旧市町村合併推進事業	
	緊急防災・減災事業		100%
	公共施設等適正管理推進事業		90%
辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業		100% (公営企業債の対象となる施設 50%)
	過疎対策事業		100% (公営企業債の対象となる施設 50% 集落再編整備のための住宅 75%)
	公共用地先行取得等事業		
	行政改革推進		
	調整		
公営企業債			
	水道事業		100%
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気事業・ガス事業		
	港湾整備事業		
	病院事業・介護サービス事業		
	市場事業・と畜場事業		
	地域開発事業		
	下水道事業		
	観光その他事業		
	臨時財政対策債		
	退職手当債		
	国の予算等貸付金債		
	減収補填債		
	減収補填債(特例分)		
	再生振替特例債		

(注1) 補正予算債の充当率は、別に定める。

(注2) 災害復旧事業(農地・農林漁業施設)において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100%とする。

(注3) 著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率は、現年と同率とする。

(注4) 一般廃棄物処理事業に係る重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの(ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。)又はし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備(平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。)の改造事業であって総事業費が1億5千万円以上の事業とする。

(注5) 地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成29年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。

(注6) 防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90%とする。

(注7) 資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。

(別掲)

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、 一般単独・一般事業共通		消防・防災施設整備事業	90% 75% (消防庁舎の整備事業 (広域化に係るものを除く))
		その他事業	
		①出資金・貸付金、負担金	75% 90% 90% 90% 100% 100% 100% 90% (出資金・貸付金 政府関係機関等 コミュニティ・ファンド形成事 業等 地域の資源を活用した事業 を行う法人等に対する出資 災害復興基金等 住宅資金等貸付事業 土地開発公社経営健全化対 策に基づく貸付金 負担金 政府関係機関等)
		②①以外の事業(補助金の財源 を含む。)	75%
一般補助施設整備等事業		原子力発電施設等立地地域振興特別 事業	100%
		沖縄振興特別推進交付金事業	
		沖縄離島活性化推進事業	
		奄美群島振興交付金事業(農業創出 緊急支援事業に限る。)	
		未買収道路用地取得事業(沖縄県に 限る。)	
		出資金・貸付金(チッソ分)	
		特定間伐等促進対策事業	
		特別転貸債	
		防災集団移転事業	90% (宅地分譲助成 100%)
		まち・ひと・しごと創生交付金事業	90%
		豪雪対策整備事業	80%
認定こども園整備事業			
一般単独・一般事業		石綿対策事業(石綿救済基金に対す る拠出)	100%
		地域総合整備資金貸付事業	
		被災施設復旧関連事業	
		地域鉄道対策事業	
		石綿対策事業(公共施設等の石綿の 除去事業)	95%
		拠点法等特別事業	90%
		産業廃棄物不法投棄対策事業(単独 事業に限る。)	
		河川等事業	
		臨時高等学校改築等事業	
半島振興道路整備事業(防災機能強 化分に限る。)			

(東日本大震災分)
復旧・復興事業

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			100%
	公営住宅建設事業		
	災害復旧事業		
	一般補助施設整備等事業		
	一般単独事業		
公営企業債			
	水道事業		
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気事業・ガス事業		
	港湾整備事業		
	病院事業・介護サービス事業		
	市場事業・と畜場事業		
	地域開発事業		
	下水道事業		
	観光その他事業		
被災施設借換債			
国の予算等貸付金債			

(注1) 補正予算債の充当率は、別に定める。

(注2) 資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。